

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年11月18日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000088号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000033号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和27年4月1日から昭和30年11月30日まで

請求期間について、B市にあったA社で見習いとして勤務し、主に港湾・護岸工事、土木作業、測量、鉄筋組立を行っていたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。

給与明細書等の資料はないが、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録してほしい。

第3 判断の理由

商業・法人登記簿謄本の記録及び請求者の勤務状況に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、A社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、昭和49年10月1日に解散していることが確認できる上、請求期間当時又は解散時の代表取締役3人のうち1人は既に死亡しており、残りの二人は所在が不明であることから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によると、請求者が一緒に勤務していた同僚として氏名を挙げた3人のうち2人は請求期間の一部について厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、残りの一人は、請求期間における同保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、請求者は上記の3人以外に同僚として7人の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であり個人を特定することができない上、当該事業所に係る被保険者名簿及びオンライン記録により、上記の3人及びこのほか請求期間当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた二人に照会したが、いずれの者からも回答は得られなかった。

加えて、請求期間について、当該事業所に係る被保険者名簿に請求者の名前はなく、健康保険の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。これは、健康保険の番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したものと考える。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい

たことを認めることはできない。